

○財務省告示第四百十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成十六年（二千四年）新潟県中越地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成十七年十一月一日

財務大臣 谷垣 穎一

財務大臣が平成十六年（二千四年）新潟県中越地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成十七年十一月三日とする。

都道府県	指定地域
	新潟市のうち、大別當、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋、打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、小吉、道上、中之口、中之口長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、南福島、真木、牧ヶ島、三ツ門、門田、六分、赤鎌、安尻、漆山、越前浜、柿島、角田浜、角海浜、潟頭、上

---

木島、河井、五ヶ浜、桜林、下木島、下和納、新保新田、竹野町  
、稻島、中郷屋、並岡、仁箇、布目、葉萱場、羽田、東汰上、平  
沢、福井、伏部、堀山新田、前田、巻、巻東町、巻大原、巻栄町  
、巻舟戸、松郷屋、松野尾、松山新田、馬堀、峰岡、山島、四ツ  
郷屋、鷺ノ木、割前

長岡市（古志種苧原、古志虫亀、古志竹沢、古志東竹沢、古志南  
平を除く。）

三条市

柏崎市

小千谷市

加茂市

十日町市

見附市

燕市

柄尾市

上越市

新

潟

県

魚沼市

南魚沼市

西蒲原郡弥彦村

西蒲原郡分水町

西蒲原郡吉田町

三島郡与板町

三島郡和島村

三島郡出雲崎町

三島郡寺泊町

北魚沼郡川口町

中魚沼郡津南町

刈羽郡刈羽村